

随意契約及び比較見積を省略する理由書

本工事は、大阪府衛星無線（第3世代）等再整備工事（その2）に伴い、既設の大阪府防災行政無線設備の機能増設を行うものです。

今回、機能増設の対象となっている無線設備は、平成24年から平成26年にかけて日本電気株式会社関西支社が設計・製作・施工を行ったものです。

本無線設備は、府庁と府内市町村や消防本部、関係機関とを無線で接続しており、各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法など、メーカー独自に開発・設計した技術を採用しています。

このため機能増設にあたっては専門的な知識及び技術はもちろん、本無線設備の機器構成やソフトウェア等の内容を十分熟知していることが必要であることから、本無線設備の設計・製作・施工を行った日本電気株式会社関西支社以外の業者にでは実施できません。

以上のことから、同社以外にこの能力を有するものがないため、大阪府財務規則第62条 運用2（2）アに基づき比較見積を省略し、同社のみより見積を徴収することとし、その見積価格が予定価格の範囲内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と随意契約を締結するものです。